契　約　書　（案）

　岩手県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、盛岡東警察署庁舎で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添盛岡東警察署庁舎電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、盛岡東警察署庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は次のとおりとする。

(１)　常時供給用電力

　ア　常用電力

(ア)　基本料金単価　　　　　　　 　0,000.00円／ｋＷ月

(イ)　電力量料金単価　　夏季 　　　00.00円／ｋＷｈ

　　　　　　　　　　　　　　　その他季 　00.00円／ｋＷｈ

　　イ　予備電力

(ア)　基本料金単価　　　　　　　 　　 00.00円／ｋＷ月

(イ)　電力量料金単価　　夏季　　 　00.00円／ｋＷｈ

　　　　　　　　　　　　　　　その他季　　　00.00円／ｋＷｈ

　(２)　融雪用電力

　　ア　基本料金単価 12月から２月まで　　 0,000.00円／ｋＷ月

３月  　　　　　　　　 00.00円／ｋＷ月

　　イ　電力量料金単価　　　　　　　　　　　　　 00.00円／ｋＷｈ

（注１）料金の区分の設定は、甲と契約予定者との協議により決定する。

２　消費税額及び地方消費税額を前項の単価に含むものとする。

３　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項に基づく賦課金は、乙が定める電気標準約款（以下「約款」という。）によるものとする。

４　燃料費等調整は、乙が定める約款及び電気供給実施要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

（需給場所及び期間）

第３条　乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

(１)　場所　岩手県盛岡市内丸３番40号　盛岡東警察署庁舎

(２)　期間　令和７年11月１日０時から令和８年10月31日24時まで

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除　又は　金○○○○○円　とする。

（注２）契約保証金について、乙は契約の締結と同時に、契約金額に盛岡東警察署庁舎で使用する電気の供給の契約電力及び予定使用量を乗じた金額の10分の１以上の額を甲に納めなければならない。ただし、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第112条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

（再委任等の禁止）

第５条　乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第７条　常時供給用電力の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

２　融雪用電力の各月の契約電力は、仕様書に定める値とする。

３　各月の契約電力が仕様書に定める値を超過する場合は、甲、乙協議を行い、契約電力を定めるものとする。

（計量及び検査）

第８条　乙は、常時供給用電力については、原則として毎月１日（以下「計量日」という。）に使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

２　乙は、融雪用電力については、乙があらかじめ指定した日（以下「検針日」という。）に使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第９条　常時供給用電力の料金の算定は、１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

２　融雪用電力の料金の算定は、１月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第10条　乙は、第８条に定めた検査終了後、第２条及び第９条に基づき支払請求書を作成（請求額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額により作成）し、電気料金を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な請求があったときは、約定期間内に乙に対価を支払うものとする。

（注３）約定期間は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第６条に規定する支払の時期（適法な支払請求を受けた日から30日以内の日）を原則とするが、表記については、甲と契約予定者との協議により決定する。

（支払遅延利息）

第11条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第２項の期間内に対価を支払わない場合は、乙に対する支払いの日までの日数に応じ、支払い金額につき年2.5パーセントの割合で計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の遅延利息を支払わなければならない。

（注４）支払遅延利息について、契約予定者が定める電気供給約款等に規定されている場合は、この契約書（案）を基準として、表記については、契約予定者との協議により決定するが、規定されていない場合については、令和７年４月１日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（事情変更）

第12条　甲及び乙は、この契約締結後に経済情勢の変動、天災地変及び法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当と認められる場合は、協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、書面により定めるものとする。

（甲の催告解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(１)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒んだとき。

1. その他この契約に違反したとき。

（甲の無催告解除権）

第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　(１)　契約の締結若しくは業務の実施において、乙に不正行為があったとき。

　(２)　乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

　(３)　乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

　(４)　第17条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　(５)　乙が次のいずれかに該当するとき。

　　　ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　　イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

　　　ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

　　　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　　カ　乙が前各号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条　第13条又は第14条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第16条　第13条又は第14条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、契約金の支払いがあった後においても適用するものとする。

（乙の催告解除権）

第17条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　第17条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条　乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、乙は、解除された日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第２条に規定する電力量料金単価を乗じて得た額と契約電力に同条に規定する基本料金単価を乗じて得た額の合計額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額（１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を違約金として甲に支払わなければならない。

（注５）令和７年４月１日において適用される会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第117条第１項で規定する違約金の徴収率とする。

（契約解除の場合における業務委託料の返還）

第20条　乙は、第13条、第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに契約金の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、契約金を返還するものとする。

２ 乙は、前項の規定により契約金を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5パ－セントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（注６）令和７年４月１日において適用される会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第117条第１項で規定する違約金の徴収率とする。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第21条 乙は、第13条、第14条の規定により契約を解除された場合は、第19条の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

２　甲は、第17条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

３　前各項の賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（不当介入に対する措置）

第22条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

（秘密の保全）

第23条　乙は、この契約により知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第24条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨通知を行った時点で生じるものとする。

３　乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（注７）契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者以外である場合は、第24条第１項ただし書及び第24条第２項の規定を削除する。

（紛争又は疑義の解決方法）

第25条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、乙が定める約款等によるほか、甲、乙協議するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

甲　　岩　手　県

　　　　　　　　　　代　表　者　　岩手県知事

乙　　住　　　所

　　　　　　　　　　氏　　　名